

特記仕様書

1 件 名： 令和5年度那覇港臨港道路等植栽剪定業務委託

2 履行期間： 契約日の翌日～令和6年3月31日

3 位 置： 那覇港臨港道路等

4 委託概要：

【植栽維持工】

直工割合 55%

- ① ブーゲンビリア (剪定) 3回 / 年 (臨港 1 号線両サイド歩道) 42箇所 126本
- ② 臨港道路植樹帯の高木剪定 35 本 / 年 幹周60cm未満
- ③ 臨港道路植樹帯の高木剪定 45 本 / 年 幹周60cm以上120cm未満
- ④ 臨港道路植樹帯の高木剪定 35 本 / 年 幹周120cm以上150cm未満
- ⑤ 臨港道路植樹帯の高木剪定 10 本 / 年 幹周150cm以上180cm未満
- ⑥ 臨港道路植樹帯の高木剪定 3 本 / 年 幹周180cm以上210cm未満
- ⑦ 臨港道路植樹帯の高木剪定 3 本 / 年 幹周210cm以上240cm未満
- ⑧ 臨港道路植樹帯の高木剪定 37 本 / 年 樹高4m未満
- ⑨ 臨港道路植樹帯の高木剪定 180 本 / 年 樹高4m以上
- ⑩ 臨港道路植樹帯の枯損木撤去 5 本 / 年 幹周120cm以上150cm未満
- ⑪ 臨港道路植樹帯の枯損木撤去 5 本 / 年 幹周150cm以上180cm未満
- ⑫ 低木剪定年 1 回 9,446㎡(強剪定で高さ40cm以下)
- ⑬ 支柱撤去 50 本 / 年

※高木剪定は、電線への影響や危険木等の箇所について、職員と剪定本数等を調整の上、対応する事。

※中木剪定は、主に浦添ふ頭地区内道路 1～4 号線沿いのガス・パイプ等の剪定を行う。

職員と剪定箇所等の調整の上、対応すること。

※低木剪定は見通し良くなるよう道路利用者(車椅子等)の目線で実施すること。

【除草工】

直工割合 30%

- ① 臨港道路植樹帯除草清掃(人力)年3回計 23,970㎡
※別添図参照 (中央分離帯、植樹帯・植樹柵及びグリ - ンベルト、歩道等)
- ② ふ頭内道路 (新港ふ頭横5号線、浦添ふ頭地区3号線等) から除草剤10,000㎡
※除草剤安全使用マニュアル (沖縄県土木建築部) に準ずること。
- ③ 管理組合前花壇花植替え400鉢×2箇所×2回/年 (7月,12月) にて、チニツ、ハ、チニア、ハ、ニア等
※花の種類 (季節による) は職員へ確認する。(苦土石灰、堆肥、施肥) 込
※台風時はネット養生すること

【仮設工】

直工割合 1%

交通誘導員：15人

【雑工】

直工割合 14%

産業廃棄物 (草木) 85t見込み(実績より)¥15,000/t (予定処理量より多くなる場合、協議する)

※ 台風等の異常気象時においては、緊急対応に備え体制を構築すること。また、連絡体制を確認するため、事前に監督員と連絡を取り合うこと。

異常気象後は、速やかにパトロールを実施し、倒木等による交通障害や、2次災害の発生のおそれがある場合は、臨機の措置をとること。

そのとった措置については、直ちに監督員へ通知を行うものとする。

なお、措置した内容については、設計変更協議の対象とする。

5 詳細仕様

- (1) 本業務は、業務委託契約書並びに本特記仕様書に基づき作業を行うこと。
- (2) 本業務に関する連絡・報告・調整等は、基本的には監督員へ行うものとする。
- (3) 業務着手前に年間作業工程表を作成提出し、承諾を得ること。
- (4) 除草は年3回とし、目安として6月、8月、12月とするが、路線ごとの剪定期間について監督職員と調整すること。(泊大橋前後車線作業時の渋滞緩和に努めること)
- (5) 業務範囲ヶ所が工事等その他の理由により作業ができない場合は、監督員と調整し日程変更あるいは場所変更等により対応するものとする、
- (6) 道路その他の清掃において産業廃棄物等も回収するものとし、その運搬処理は許可業者に行わせ、処理については職員と調整すること。
- (7) 臨港道路の剪定については、植樹帯に設けられた植樹柵等の樹木を含むものとする。

- (8) 各月の業務報告書(日誌・作業写真等) を作成し、翌月の監督員と定めた日時に提出説明報告をおこなうものとする。
- (9) 業務報告書には、収集ゴミ量、道路等の状況報告(破損状況等) 及びその他必要と認めるものを記述すること。
- (10) 本特記仕様書及び図書に疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定する。
- (11) ゴミ(草木) のゴミ処理場への運搬は、沖縄県が許可した許可業者によって行う。